二五二〇・一〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）のうち、天然石膏及び天然無水石膏
二五二一・一〇	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）のうち、生石灰
二五二六・一〇	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルクのうち、粉状にしてないもの
二五二六・二〇	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルクのうち、破砕してないもの
二六〇一・一一	鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）のうち、鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。）で、凝結させてないもの
二六〇一・一二	鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）のうち、鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。）で、凝結させたもの
二六〇二・〇〇	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含鉄マンガン鉱（精鋼を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の二〇パーセント以上のものに限る。）
二六〇三・〇〇	銅鉱（精鉱を含む。）
二六〇四・〇〇	ニッケル鉱（精鉱を含む。）
二六〇五・〇〇	コバルト鉱（精鉱を含む。）
二六〇六・〇〇	アルミニウム鉱（精鉱を含む。）
二六〇七・〇〇	鉛鉱（精鉱を含む。）
二六〇八・〇〇	亜鉛鉱（精鉱を含む。）
二六〇九・〇〇	すず鉱（精鉱を含む。）
二六一〇・〇〇	クロム鉱（精鉱を含む。）
二六一一・〇〇	タングステン鉱（精鉱を含む。）
二六一三・一〇	モリブデン鉱（精鉱を含む。）のうち、焼いたもの
二六一三・九〇	モリブデン鉱（精鉱を含む。）のうち、その他のもの
二六一四・〇〇	チタン鉱（精鉱を含む。）
二六一六・一〇	貴金属鉱（精鉱を含む。）のうち、銀鉱（精鉱を含む。）
二六一六・九〇	貴金属鉱（精鉱を含む。）のうち、その他のもの
二六一七・一〇	その他の鉱（精鉱を含む。）のうち、アンチモン鉱（精鉱を含む。）
二六一七・九〇	その他の鉱（精鉱を含む。）のうち、その他のもの
二六二〇・一一	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、ハードジンクスペルター
二六二〇・一九	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、亜鉛を主成分とするもの
二六二〇・三〇	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、銅を主成分とするもの
二六二〇・四〇	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、アルミニウムを主成分とするもの
二六二〇・九九	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）のうち、その他のもの
二七〇一・一一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）で、無煙炭
二七〇一・一二	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）で、歴青炭
二七〇一・一九	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）で、その他の石炭
二七〇一・二〇	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち、練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの
二七〇二・一〇	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）のうち、亜炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）
二七〇二・二〇	亜炭（凝結させたものに限る。）のうち、亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）
二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）
二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油を除く。）
二七一〇・一二	石油及び歴青油（原油を除く。、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇パーセント以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油のうち、石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇パーセント以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、軽質油及びその調整品、オディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）のうち、軽質油及びその調整品
二七一〇・一九	石油及び歴青油（原油を除く。、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇パーセント以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油のうち、石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇パーセント以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、軽質油及びその調整品、オディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）のうち、その他のもの
二七一一・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、天然ガス
二七一一・一二	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、プロパン
二七一一・一三	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、ブタン
二七一一・一九	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、液化したもので、その他のもの
二七一一・二一	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、ガス状のもので、天然ガス
二七一一・二九	石油ガスその他のガス状炭化水素のうち、ガス状のもので、その他のもの
二七一二・一〇	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）のうち、ペトロラタム
二七一二・二〇	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）のうち、パラフィンろう（油の含有量が全重量の〇・七五パーセント未満のものに限る。）
二七一二・九〇	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）のうち、その他のもの
二七一三・一一	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物のうち、石油コークスで、焼いてないもの
二七一三・一二	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物のうち、石油アスファルト
二七一三・二〇	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物のうち、その他の石油又は歴青油の残留物
二八〇五・三〇	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの合金物又は合金にしてあるかないか並びに水銀のうち、希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びにこれらの混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）
二八一八・三〇	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウムのうち、水酸化アルミニウム
二八四六・一〇	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物のうち、セリウム化合物
二八四六・九〇	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物のうち、その他のもの
七五〇一・一〇	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物のうち、ニッケルのマット
七六〇一・一〇	アルミニウムの塊のうち、アルミニウム（合金を除く。）
七六〇一・二〇	アルミニウムの塊のうち、アルミニウム合金
七六〇三・一〇	アルミニウムの粉及びフレークのうち、粉（薄片状のものを除く。）
八一〇五・二〇	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊及び粉

附属書六（第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）関係）第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置

（第一編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

第二編　日本国の表

第一節　第二節に関する注釈

1　次節の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して日本国が付する留保について、第九・七条（サービスの貿易―適合しない措置）及び第十四・十条（投資―適合しない措置及び例外）の規定に従って記載するものである。

(a)　第九・三条（サービスの貿易―市場アクセス）

(b)　第九・四条（サービスの貿易―内国民待遇）及び第十四・三条（投資―内国民待遇）